令和３年度第１１回水巻町農業委員会総会

会議録（概要版）

第 11 回農業委員会総会

１．開会日時　　令和４年２月１０日（木）　　午前　１０時００分

２．閉会日時　　令和４年２月１０日（木）　　午前　１０時５８分

３．場　　所　　水巻町役場　３階　３０２会議室

４．出席農業委員

木寺　敬一郎会長　　木原　一博副会長

１番　甲斐　洋子委員　　２番　森田　まゆみ委員

３番　嶺　　才三委員　　４番　江藤　喜美雄委員

５番　小田　尚徳委員　　６番　小田　弘二郎委員

７番　永沼　　靖委員　　８番　木原　年廣委員

出席推進委員

北部　　佃　一俊委員　　南部　　入江　弘委員

５．出席事務局員

事務局長　　藤田　恵二　　係　　長　　白川　勉

係　　員　　入江　浩二　　係　　員　　稲田　幸一郎

６．欠席委員

なし

７．会議日程

(1) 開　会

(2) 会長挨拶

(3) 議事録署名委員２名

７番　永沼　　靖委員　　８番　木原　年廣委員

(4) 農地法第５条申請について

(5) その他事項

ア．利用権設定について

イ．適正な事務実施について（３年度点検、４年度計画）

ウ．農地利用意向調査の実施に係る報告について

エ．農業委員会だより編集会議について

オ．非農地証明願いについて

カ．今後の予定について

(6) 閉会

第 11 回水巻町農業委員会総会

令和 4 年 2 月 10 日

（午前 10 時 00 分開会）

木寺会長　；　≪挨拶≫

出席 12 名、定足数に達していますので、ただいまから、令和 3 年度第 11 回農業委員会総会を開催いたします。

それでは議題に入ります。

議題（１）会議録署名委員の指名について、を議題といたします。本総会の会議録署名委員に、7 番 永沼靖委員、8 番 木原年廣委員を指名します。

議題（２）の①、農地法第 5 条申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　；　≪農地法第 5 条-①申請について説明≫

木寺会長　；それでは地元の農業委員であります木原副会長から説明をお願いします。

木原副会長；P7 をお願いします。下側の緑の線が道路側溝となっていますけどこれは今まで用水が使われていてここは右側は行き止まりで最後の所です。この先も用水を使う所はありませんので、町としてどう使うかをお願いしています。それだけです。以上です。

木寺会長　；ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。

質疑を終わります。

ただいまから、採決を行います。

議題（２）の①、農地法第 5 条申請について、賛成の方は、挙手をお願いします。

一同　；(挙手)

木寺会長　；賛成全員と認めます。よって議題（２）の①、農地法第 5 条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

次に行きます。

議題（２）の②、農地法第 5 条申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　；　≪農地法第 5 条-②申請について説明≫

木寺会長　；それでは地元の農業委員である永沼委員から説明をお願いします。

永沼委員　；今、事務局から説明がありました通りなので特にございませんが、ただ農道ですが、今まで地元の生産組合が除草をしていましたが農地でなくなるからもうしなくていいですか。

事務局　；そうですね。農業で使う道ではなくなるのでその辺りについては建設課のほうと協議したいと思います。

永沼委員　；よろしくお願いします。

木寺会長　；ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
ないようなので質疑を終わります。
ただいまから、採決を行います。
議題（２）の②、農地法第 5 条申請について、賛成の方は、挙手をお願いします。

一同　；(挙手)

木寺会長　；賛成全員と認めます。よって議題（２）の②農地法第 5 条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。
次に行きます。
議題（２）の③、農地法第 5 条申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　；　≪農地法第 5 条-③申請について説明≫

木寺会長　；それでは地元の農業委員である永沼委員から説明をお願いします。

永沼委員　；P 5 をお願いします。西側がまだ農地で作っております。図面の左に町の大きな道路と用水があります。これが一番最後になりますが、あと 2 反ありますので事務局から説明があったように VS 側溝ということで、中に土が溜まると掃除できないから境界の入口に溜桝をしてくださいとお願いしました。掃除をする時は地主さんがするという条件で溜桝を作って、VS 側溝は垂れ流しです。必要な時は止めるようにします。それと、別件になりますが、西側に作っている方と〇〇さんの田んぼと境界線を立会せずに図面を引いてるんです。現地を確認に行ったときに、隣の方に私が立ち会う前に何故こんなにどんどん進めるのかと聞いたら、3 月いっぱいまでにしないといけないから早く印鑑をくれと事業者に急かされて、□□さんが田んぼの地主で生産組合長になるけど印鑑をつかざるをえないような状態にしてね。だから、隣の地主さんと売り手の〇〇さんと事業者で面積が足りない時はどうするのか聞いたところ、それはこちらがするとかあやふやで帰ってしまったから、今度は〇〇さんの家に行って、先々面積が足りないときは補償しなさいと、しかし、ブロックで塀をしているから崩してまですると大変だから不足分を金銭補償しなさいと言うことで、水利承諾書で〇〇さんと生産組合長さんのところに持って行って補償するという条件で印鑑をついてもらう経緯がありました。他は何も問題ありません。

木寺会長　；ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
江藤委員。

江藤委員　；先ほどの永沼委員の説明に関連するものですが、事務局にも調べていただきたい。P5 の下のほうに仮隣地境界線とあり私もマーキングしていたんですが、今、永沼委員が説明されたようにそういう状況であった場合に、ひどい言葉

になりますけど、自分の都合で勝手にこういう開発行為が可能なのか調べておいてもらいたいです。

木寺会長　；今の事務局どうですか。

事務局　　；県のほうとも確認して対応したいと思います。

木寺会長　；はい。その他に意見がある場合は挙手のうえ、発言をお願いします。
小田委員。

小田弘二郎委員；的が外れたようなことだけど伊左座は農地がまだいっぱいあるけど何年先かわからないけど都市計画では家が建つんですよね。伊左座は今からすごいことになるんだなと思っています。景観とか悪くならなければいいなと思います。

佃委員　　；意見です。回答はいりません。永沼委員が話された中で期日がないから勝手に線を引いて出したという。線を引いた引かないではなくて、だいぶ前も書類を役場の締切り間際に持ってきて、印鑑を押してくれと言って問題になったことがあるんです。だから絶対にそういう事は業者の都合によってハンコを押したり、線を引いたりすることはしないという話を、以前農業委員会でしたんですよ。やはり、業者は何日まで間に合わないといけないという形で書類を受付けるというのが問題があると思います。だから、期日に間に合わないから早く印鑑押してくれとか言われて、今後のことを考えると沢山出てくると思います。

木寺会長　；はい。他に意見があればお願いします。ないようなので質疑を終わります。
ただいまから、採決を行います。
議題（２）の③、農地法第 5 条申請について、賛成の方は、挙手をお願いします。

一同　　；(挙手)

木寺会長　；賛成全員と認めます。よって議題（２）の③農地法第５条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。
それでは、　その他を議題といたします。
利用権の設定について事務局の説明を求めます。

事務局　　；　　≪利用権の設定について説明≫

木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
小田委員。

小田尚徳委員；使用貸借が多いんですけど何か理由があるんですか。

事務局　　；使用貸借の内容ですが令和 3 年度中の契約の方に今回アンケート調査を行ったところ完全無償とか色々とあります。契約上は使用貸借となっておりますが相対でされているので実際は一定の金額を払われている方、現物でされている方もいらっしゃいます。

木寺会長　；他にご意見がある方は挙手のうえ、発言をお願いします。
ないようなので次に行きます。
適正な事務実施について事務局の説明を求めます。
事務局　；　≪適正な事務実施について説明≫
木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
それでは、次に行きます。
農用地利用意向調査の実施に係る報告について事務局の説明を求めます。
事務局　；　≪農用地利用意向調査の実施に係る報告について説明≫
木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
それでは、次に行きます
農業委員会だより編集会議について事務局の説明を求めます。
事務局　；　≪農業委員会だより編集会議について説明≫
木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
次に行きます
非農地証明について事務局の説明を求めます。
事務局　；　≪非農地証明願いについて説明≫
木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
次に行きます
それでは、続けて、事務局から今後の予定を説明願います。
事務局　；　≪今後の予定について説明≫
木寺会長　；それでは、全体を通して、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。
永沼委員　；5 条-③の P3 をちょっと開けてください。赤枠から左側に 3 つ目のところが平成 27 年頃に農地転用をされているんですが、ずっと放ったらかしで境界も何も作っておられないんですよ。まだ完了報告書も出てないと思います。今回申請地に現地確認に行ったとき、そこの建設会社の息子さんがいたから呼び止めて、これどうするんですか。と、聞いたらいい返事はされなかったけど 3 月までに農業用水を流すから工事終わってくださいと言いました。事務局に良い方法がありましたら教えてください。
事務局　；完了報告書は県に出すので出ていない場合は県から促すことはあります。ここは、かなり古いものになっているので文書指導、報告で出すなり対応したいと思います。
木寺会長　；他にありませんか。ないようでしたら、以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
これをもちまして、令和 3 年度第 11 回農業委員会総会を閉会いたします。
（午前 10 時 58 分閉会）

会議録署名人

７　番

８　番